

日本国政府法務省

番 号
年 月 日

認 定 通 知 書

殿

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、審査を行った結果、下記のとおり認定したので、通知します。

認 定 要 旨

上記の認定に不服があるときは、この通知を受けた日から3日以内に特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができます。

出入国在留管理庁 出入国在留管理局

入国審査官

署 名

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はA列5番とする。